

新聞購読契約& 敷金返還

新聞購読契約のトラブルって？

突然訪問してきて、「○ヶ月は無料だから」とか「いつでもキャンセルできるから」などと強引に新聞の購読契約をせまるケースがあります。いざ契約すると、忘れた頃に新聞が配達されたり、実際に解約を申し込んでも拒否されたりすることがあります。



敷金返還トラブルって？

アパート等の退去の際に、家主が畳替えやクロスの貼り替えなどの費用を一方的に敷金で充当しようとするケース(*)があります。

※通常の使用で借主に瑕疵が無い場合。

覚えておこうね!

ポイント



- 新聞購読契約のクーリング・オフ期間は、契約書面を受け取った日を含めて8日間です。
- クーリング・オフ期間を過ぎると、一方的な理由での解約は非常に困難です。
- アパートなどで通常の使用による畳の日焼け、クロスの変色などは家主の負担になります。
- ペットなどによる柱や壁の傷、不注意による傷みなどは借主の負担になります。

